

平成27年度

特定テーマ調査報告書

特定テーマ

- 1 とちぎの教育力の向上について
～とちぎを担う人づくりのために～
- 2 子供や女性の安全・安心の確保について

平成27年11月

文教警察委員会

目 次

I	はじめに	1
II	特定テーマに関する委員会の活動状況	2
III	とちぎの教育力の向上について	
	～とちぎを担う人づくりのために～	4
1	背景及び検討の視点	4
2	現状と課題	4
3	提 言	8
IV	子供や女性の安全・安心の確保について	11
1	背景及び検討の視点	11
2	現状と課題	11
3	提 言	15
V	おわりに	18
VI	委員会委員名簿	19
VII	調査関係部課	19

I はじめに

現在は、少子高齢化の急速な進行や、情報化及びグローバル化の進展などによって、産業・経済分野を初めとした社会構造が地方においても急激に変化しており、そうした時代の変化を見据えながら、とちぎづくりの原動力となる「人づくり」を着実に推し進め、「元気度 日本一 栃木県」の実現を図っていくことが重要である。

このような中、次の時代を担うとちぎの子供たちが、社会の変化に柔軟に対応できるよう、自ら学び判断し解決できる力や国際社会で活躍できる力、地域においてその発展に主体的に貢献できる力など、多様な力を育成するための教育の充実が必要である。

また、昨今、全国的に子供や女性が犠牲となる悲惨な事件が後を絶たない状況にある中で、子供や女性が安全で安心して日常生活を送っていくことができる環境づくりが急務である。

本県においても、子供へのつきまといや声かけ事案、児童虐待事案、強制わいせつ等の性犯罪、ストーカー・DV事案など、子供や女性が被害者となる犯罪は増加傾向にあり、事件の検挙はもとより、被害の未然防止及び拡大防止対策のさらなる充実が必要である。

そこで、本委員会では、教育分野として「とちぎの教育力の向上について～とちぎを担う人づくりのために～」を、警察分野として「子供や女性の安全・安心の確保について」をそれぞれ特定テーマに設定し、調査・研究に取り組むこととした。

これら特定テーマの調査研究に当たっては、現地調査等により具体的な取組状況等について調査するとともに、行政、学識経験者、民間関係者等との意見交換や、これらを踏まえた委員間討議など積極的な活動を行ってきた。

本報告書は、こうした調査・研究活動の成果を取りまとめたものである。

II 特定テーマに関する委員会の活動状況

1 平成 27 年 5 月 29 日（金）

特定テーマについて協議を行い、教育分野の特定テーマを「とちぎの教育力の向上について」、警察分野の特定テーマを「子供や女性の安全・安心の確保について」として、調査・研究することとした。

2 平成 27 年 6 月 18 日（木）

教育分野の特定テーマ及び警察分野の特定テーマに関する県の現状等について、それぞれ執行部から説明を受け、質疑を行った。

3 平成 27 年 7 月 10 日（金）

大田原市、那須塩原市において、特定テーマに関する現地調査を行った。

<調査先及び調査事項>

①栃木県立大田原高等学校（大田原市）

とちぎの教育力の向上について～栃木県立大田原高等学校の取組～

②那須塩原警察署西那須野駅前交番（那須塩原市）

西那須野駅等の防犯カメラ設置状況

③那須塩原警察署（那須塩原市）

那須塩原警察署における子供や女性の安全・安心を確保するための取組

4 平成 27 年 8 月 26 日（水）～8 月 27 日（木）

大阪府及び京都府において、特定テーマに関する現地調査を行った。

<調査先及び調査事項>

①大阪府警察本部（大阪府）

大阪府における子供や女性の安全・安心を確保するための取組

②箕面市立中小学校周辺（大阪府）

箕面市立中小学校通学路における防犯カメラの設置状況

③京都市立堀川高等学校（京都府）

スーパーサイエンスハイスクール（SSH）及びスーパーグローバルハイスクール（SGH）の研究指定校としての取組

5 平成 27 年 9 月 4 日（金）

(1) 参考人を招致し、特定テーマに関する取組等の内容聴取及び質疑を行った。

<参考人及び聴取事項>

①井上 好昭 氏（みやのもり自治会（宇都宮市姿川地区）元会長）

「みやのもり式防犯システム」とその効果

②秋山 直美 氏（栃木県警察本部生活安全部生活安全企画課巡查部長）

ストーカー・DV事案の現状と今後の課題

③藤井 佐知子 氏（宇都宮大学総括理事・副学長）

とちぎの教育力の向上について

(2) 教育分野の特定テーマ及び警察分野の特定テーマについて、それぞれ委員間討議を行った。

6 平成 27 年 9 月 30 日（水）

教育分野の特定テーマ及び警察分野の特定テーマについて、それぞれ委員
間討議を行った。

7 平成 27 年 10 月 22 日（木）

特定テーマ調査報告書（素案）の検討を行った。

8 平成 27 年 11 月 13 日（金）

特定テーマ調査報告書（案）の検討を行った。

1 背景及び検討の視点

現代社会は、少子高齢化や情報化、グローバル化などの進展によって、産業や経済の分野をはじめ社会構造が急激に変化している。このような中、子どもたちに様々な変化に対応できる能力を身に付けさせ、将来の栃木県・日本を担うことができる人材を育成するためには、小・中・高等学校が教育理念を共有し、とちぎの教育力の向上を図っていくことが強く求められる。

県教育委員会では、平成 23 年 3 月に策定された「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」に基づき、「とちぎの子どもたちを自らの力で自分の未来を力強く切り拓いていける人間に育てます」を基本理念に掲げ、平成 23 年度からの 5 カ年計画で各種施策を推進してきた。

この間、「とちぎっ子学習状況調査」及びそのサポート事業から成る「とちぎっ子学力アッププロジェクト」（H25～）を実施し、本県の小・中学生の学力向上を図っており、県立高校においては、平成 24 年度から「県立高校未来創造推進事業」を実施し、学校・学科の特色化を推進しながら、各校それぞれが実現すべき学力の育成を図ってきた。

今後は、社会の中で主体的に行動し課題を発見・解決していく能力や、グローバル化に柔軟に対応できる能力の育成に向けた取組を充実させることが必要である。また、教員の資質・能力の向上や特色ある学校づくり、学校の施設・設備の拡充等を図ることも重要である。

そこで本委員会では、特定テーマの調査・研究に当たり、特に実社会に出る前段階にあり、次代を担う高校生の学力等の向上に焦点を当て、以下の視点から様々な検討を行うこととした。

- (1) 時代の変化に対応できる主体的・協働的な学びの充実
- (2) グローバル化する国内外の状況に対応した教育の充実
- (3) 確かな学びを実現するための教育環境の整備・充実

2 現状と課題

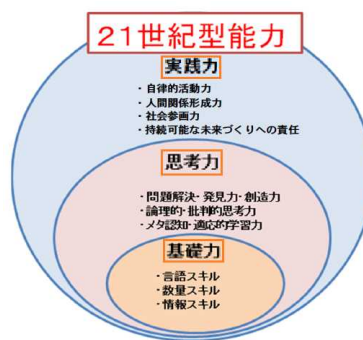
(1) 時代の変化に対応できる主体的・協働的な学びの充実

ア これからの社会において求められる能力

現代社会の急激な変化は、私たちがこれまでに経験したことがなく、従来の方法だけでは対応することの困難な課題をもたらす。そこで、時代変化を的確に認識し、自己判断・自己責任のもとに行動できる人材、夢・目標に向かって努力し、実社会において力強く自己実現を図っていくことのできる人材を育成することが求められている。

そのためには、一人ひとりが主体的・能動的に学び判断し、また、自分とは異なる価値観を持つ人々とも協力・協働しながら、様々な課題に立ち向かい解決する能力が必要である。

なお、国においては、これからの時代に必要とされる資質・能力を「21世紀型能力」として示しており、「基礎力」を活用し、論理的・批判的思考力や問題解決能力等の「思考力」を働かせ、人間関係形成能力や社会参画力等の「実践力」により、実社会で自己を実現していくことを求めている。



図「21世紀型能力」国立教育政策研究所

イ 変わる学力評価（大学入学者選抜等）

現在、高校・大学教育及び大学入学者選抜の一体的な改革が進んでいる。従来の大学入試センター試験に代わり導入される「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」においては、課題を発見、探究、解決していくために必要な「思考力・判断力・表現力」や、従来の教科・科目の枠を超えた学力等の評価できるよう、その内容が検討されているところである。また、各大学の個別試験においても、受験生の様々な能力を多元的に評価する方向に進んでいる。さらに、基礎学力の定着度を測る「高等学校基礎学力テスト（仮称）」も導入されることとなっている。

ウ 現在の取組状況

県教育委員会が、平成24年度から実施している「県立高校未来創造推進事業」は、6つのプロジェクトの中から、学校や地域の実情に応じたプロジェクトを一つ選択し、様々な取組を通して、学校の特色化を進めるとともに、それらに応じた生徒の能力育成を図ってきた。

また、「中高教育課程連携推進事業」、「体験活動推進事業」及び「ジュニア・キャリアアドバイザー事業」も、生徒の思考力・判断力・表現力を養い、社会生活を営む上で必要とされる能力の育成に資するものとなっている。

「県立高校未来創造推進事業」プロジェクト一覧

- 進路実現プロジェクト
(キャリア教育の充実に係る取組)
- 地域資源活用プロジェクト
(地域資源を生かした教育の充実に係る取組)
- コミュニケーション力育成プロジェクト
(言語活動の充実に係る取組)
- サイエンスドリームプロジェクト
(理数教育の充実に係る取組)
- グローバル人材育成プロジェクト
(伝統や文化に関する教育の充実に係る取組)
- ICTプレミアムプロジェクト
(情報教育の充実に係る取組)

エ 課題

「県立高校未来創造推進事業」については、今年度をもって重点校の指定が終了することから、県外高等学校等の先進的取組も参考にしながら、今後は、学校の特色化はもとより、生徒個々の学力の向上、自ら課題を発見し解決する21世紀型能力をもった人材の育成に重点を置いた新たな取組を行う必要がある。

また、これらの取組を通して、大学入試等における学力評価をめぐる状況変化にも、適切に対応していく必要がある。

(2) グローバル化する国内外の状況に対応した教育の充実

ア 国内外のグローバル化の状況

現代社会においては、国の内外でグローバル化が急速に進展しており、日本の国際的な立場は、政治、経済等様々な摩擦や競争への対応が求められる一方で、国際協調・国際協力への期待も大きい。また、国内においても、海外からの観光客や労働者等が増加する傾向にあること、インターネットの普及により瞬時に世界とつながることができることなど、産業や文化等様々な面において、グローバル化の影響は非常に大きなものとなっている。今後、その影響は地域においても拡大し、グローバル化はますます身近なものとなっていくことが考えられる。

イ 現在の取組状況

県教育委員会では、平成25年度から「グローバル人材育成事業」を実施し、留学支援、語学力・コミュニケーション能力やチャレンジ精神の育成に取り組んでいる。これらの取組により、国際的視野を養い異文化理解を深め、グローバルなコミュニケーション能力、チャレンジ精神や課題解決能力の育成を図っている。

「グローバル人材育成事業」事業一覧

「異文化交流体験の充実」

- ・ 高校生長期留学支援事業
- ・ 高校生短期留学プログラム支援事業
- ・ 県立学校短期留学支援事業

「語学力、コミュニケーション力、チャレンジ精神の育成」

- ・ グローバルコミュニケーション力強化事業
- ・ グローバル人材育成講演会事業
- ・ 起業家精神育成事業

ウ 課題

グローバル化への対応においては、国際社会の場で活躍できる力はもちろんのこと、国内のグローバル化にも対応し、地域の活性化に積極的に貢献できる力を育成する教育が重要となっている。

今後は、現在行っている事業をはじめ、グローバル人材を育成する取組を拡充することなどを通して、生徒の目を世界に向けさせながら、英語によるコミュニケーション能力の更なる向上を図ることが必要と考える。

また、英語力だけではなく、積極的に新しいことに取り組もうとするチャレンジ精神や人間関係を構築するためのコミュニケーション能力、さらには、自国や他国の歴史や文化に対する正しい認識をもたせることにより、グローバル社会に対応した課題解決能力を育成していく必要がある。

(3) 確かな学びを実現するための教育環境の整備・充実

ア 教員に求められる資質・能力

教員に求められる資質・能力として、豊かな人間性、幅広い視野、確かな専門性に基づく実践的な指導力、教育的愛情と使命感、コミュニケーション能力や柔軟性、たくましさ等がこれまでも指摘されてきた。

また、中央教育審議会の答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（平成24年8月28日）によると、グローバル化や情報化、少子高齢化など社会が急激に変化している中においては、子どもたちに思考力・判断力・表現力や学習意欲、多様な人間関係を結んでいく力を育成する必要があるとし、そのために、これからの教員には「教職に対する責任感、探究力、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力」、「専門職としての高度な知識・技能」、「総合的な人間力」が求められるとしている。さらに、教育再生実行会議の第七次提言（平成27年5月14日）では、これからの時代の子どもたちに求められる力として、主体的に課題を発見し、解決に導く力等をあげ、教師にはそれを習得させる指導力が必要であるとしている。

イ 学校施設等の状況

魅力と活力ある学校づくりのためには、学習環境の整備も含めた特色ある学校づくりが重要である。しかし、現在、県立学校施設の多くは老朽化しており、また、農業高校や工業高校などの職業系専門高校においては、産業教育のための実験実習用機器についても老朽化が進んでいる。

ウ 現在の取組状況

(7) 教員の資質・能力の向上

県教育委員会では、教員の養成・採用・研修を一体的に推進するという視点から、養成段階にある大学生も対象とした「とちぎの教育未来塾」を実施するとともに、教員の採用に当たっては、年齢制限の引上げや大学院在学者等への合格有効期間延長の特例、社会人特別選考等、優秀な人材を積極的に確保していくための取組を実施している。さらに、採用後の研修については、県総合教育センターにおいて多様な研修プログラムを提供し、充実を図っている。

(4) 学校施設等の整備

県教育委員会では、学校施設について、長期的な視点で計画的な保全対策を実施していくため、今年度中に「(仮称)県立学校施設維持管理計画」を策定することとしている。

また、高額かつ老朽化が進んでいる産業教育設備については、より良い学習環境の実現の観点から、「産業教育設備老朽化特別対策事業」として、平成26年度から27年度の2カ年間で重点的に整備を進めている。

エ 課題

教員の採用については、今後、人物重視の観点から、面接内容の改善や特別選考の方法の改善など、一層の見直しに取り組むとともに、採用後も様々な研修機会の確保及び充実に努めていく必要がある。

また、ハード面における学習環境の整備については、職業系専門高校において使われる産業教育のための実験実習用機器について、一部高額なものは優先的に更新されているものの、依然として多くの機器の老朽

化が進んでおり、効果的な実験実習に支障が生じていることから、更なる整備充実を図る必要がある。

3 提 言

(1) 時代の変化に対応できる主体的・協働的な学びの充実

将来の栃木県・日本を支えていくのは、現在の児童生徒である。彼らの人間的成長を促し、今後も急激に変化していくであろう社会の中で活躍していけるよう個々の能力の育成を図ることは、教育の重要な責務である。そのため、学校では今後、以下に示すような取組を充実し、学習環境を整えていくことが必要である。また、取組の検証を行いながら随時見直しを図っていくことも重要である。

ア 生徒の主体的・協働的な学習の充実に向けた授業改善

課題の発見・解決のできる人材を育成していくには、生徒に主体性をもたせるとともに、仲間との協働の意識醸成が必要であることから、グループ活動による協働的な学習をはじめ、現実社会における課題をテーマとした討論やプレゼンテーション等を積極的に導入するなど、アクティブラーニング型授業等の指導を充実していくこと。これらの学習形態は、社会において活用することのできる確かな学力を養うものであり、大学入試改革等で求める思考力や実践力の育成に対しても有効なものである。

また、今後の教育においては、実社会とのつながりを意識した教育が一層重要となってくることから、体験的な学習を重視していくこと。その際、外部人材や関係施設・機関等、地域の教育資源を有効に活用すること。

イ 地域の教育資源を活用した学習の充実

生徒が積極的に社会に関わろうとする態度や社会参画力の育成が必要であることから、地域の課題に対して地域の人々とともに考え活動する取組など、課題解決型の学習を充実すること。

そのためにも、今後さらに、教育課程上の工夫改善を図りながら、近隣の小・中学校や県内大学等との連携を深めるとともに、地域の自治体や企業等との連携を通じた学習を充実していくこと。特に、栃木県には技術力の高い企業が多いことから、各学校はそれらの企業と一層連携を密にして、生徒の教育に反映していくこと。

こうした取組は、生徒の地域への関心を高め、郷土愛を育むことにもつながり、地域社会の一員かつ有権者としての意識を醸成していく上でも重要である。

ウ ICT活用による協働型・双方向型学習等の推進

急速に進む情報化に対応できる能力の育成が重要であることから、学校においても、ICTの特長を最大限に生かし、一斉学習・個別学習・

協働学習及び教員と生徒が相互に情報伝達を図る学習等を推進していくこと。

(2) グローバル化する国内外の状況に対応した教育の充実

これからの時代は、国内においてもグローバル化の波はますます強くなっていく。そのため、今後は、以下に示すような取組を充実し、国内外のグローバル化に対応できるような、生徒の態度や能力の育成に努めていくことが重要である。

ア 国際社会において活躍できる人材の育成

国際社会や異文化の理解に関する講演会の実施や、生徒の長期・短期の海外留学及び留学生の受入れ等を通じた生徒の国際交流体験、さらには教員の海外研修などの取組を充実させ、生徒の視野を広げ、国際感覚の醸成を図っていくこと。

また、コミュニケーションの手段としての英語力を育成するため、日常の内容を扱う英会話だけでなく、ディベートを取り入れた授業を行うなど、英語による説明力や交渉力を高めるための指導も行っていくこと。

さらに、地球規模で起こる様々な問題に対して目を向け、積極的にその解決を図ろうとする態度や能力を養うため、グローバルな課題に対する探究的な学習を充実すること。

イ 国内におけるグローバル化に対応した地域人材の育成

生徒にとって、国内における異文化交流の体験機会を得ることは非常に重要であることから、留学生等の受入れや交流会などを積極的に推進するとともに、インターネット等を通じた海外交流や高校生による外国人観光客への観光案内など、異文化交流の体験機会の拡充を図ること。また、日本・地域の伝統や文化に関する学習を充実させ、日本人としてのアイデンティティに立脚した異文化共生の態度を養うこと。

さらに、先に述べた地域課題への取組についてグローバルな視点から考察したり、地域で生み出した価値あるものを世界に発信したりするなど、いわゆる、グローバルな取組を通じた課題解決能力の育成にも取り組んでいくこと。

(3) 確かな学びを実現するための教育環境の整備・充実

生徒は、教員から様々な知識や人間力等を学んでおり、大きな影響を受けている。教員が生徒の将来にも影響を与えているといっても過言ではない。そのため、教員の資質向上は非常に重要であり、生徒の長所を認め、その良さを最大限伸ばしていくことのできる資質を持った教師が必要である。なお、教員が指導力を十分発揮するために、少人数指導等の充実を図ることも有効である。

また、生徒を成長させる確かな学びを実現する上で、時代の変化に対応した特色ある学校づくりや、学校施設の老朽化対策及び教育設備の充実も学校教育にとっては欠かせないものである。

そのため、以下に示すように、ソフト・ハード両面から、教育環境の充実を図っていく必要がある。

ア 教員の資質・能力の向上

教員採用については、資質能力の高い優秀な人材を積極的に採用する方法について、一層の見直しに努めること。

また、教員の指導力及び使命感を向上させるため、教員研修の一層の充実を図っていくこと。

イ 特色ある学校づくりと施設設備の整備・拡充

変化を続ける社会の要請に応えるとともに、生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、他都道府県の効果的な事例も参考にしながら、中高一貫教育校など、特色ある学校の整備を引き続き推進すること。

また、将来の“ものづくり県とちぎ”を支えるスペシャリストを育成するためには、職業系専門高校における実験実習用機器の拡充は必要不可欠であることから、各校の実情に即し、機器調達のためのあらゆる方策を模索しながら、計画的に実験実習用機器を整備し、職業系専門高校の学習環境の充実を図っていくこと。

IV 子供や女性の安全・安心の確保について

1 背景及び検討の視点

本県の治安情勢は、平成 26 年の刑法犯認知件数が戦後最多を記録した平成 15 年の半数以下にまで減少するなど、一定の改善が見られているが、一方で、子供や女性に対する声掛けやつきまとい等の事案（以下「脅威事案」という。）、児童虐待事案、ストーカー・DV事案、性犯罪等、子供や女性が被害者となる犯罪等は増加傾向にあり、県民が治安への不安を感じる要因となっている。

こうした状況を踏まえ、県警察では、防犯協力団体等と連携した街頭におけるパトロール活動を強化するとともに、重大犯罪に発展するおそれのある脅威事案に対しては先制・予防的な警戒活動等を展開している。

また、児童虐待事案やストーカー・DV事案等については、被害者の生命・身体の保護を最優先とした早期の事件化や関係機関等と連携した保護対策を実施しているところである。

しかし、子供や女性の安全・安心を確保するためには、被害の未然防止及び拡大防止対策をより一層強化していくことが重要であり、併せて、被害者の精神的負担を軽減するための相談支援体制等の更なる充実も求められる。

そこで、本委員会では、特定テーマの調査・研究に当たり、以下の視点から様々な検討を行うこととした。

- (1) 子供の安全を確保するための取組
- (2) 女性を暴力的犯罪から守るための取組
- (3) 女性被害者等への対応の強化

2 現状と課題

(1) 子供の安全を確保するための取組

本県における子供や女性に対する脅威事案については、近年、特に子供に対する脅威事案の認知件数が増加している。

また、児童虐待事案の認知件数及び認知人員については、依然高止まりの傾向が続いている。

表 1 子供や女性に対する脅威事案*の認知件数

	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
認知件数	693		629		677		715	
内訳	子供	女性	子供	女性	子供	女性	子供	女性
	460	233	446	183	509	168	538	177

* 脅威事案とは、次の①～⑥の事案をいう。①声掛け・誘い込み等②つきまとい・立ちふさがり
③露出④盗撮⑤暴力的行為⑥その他

表2 児童虐待事案の認知件数・認知人員

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
認知件数	112	100	88	102	110
認知人員	163	145	130	162	166
身体的虐待	62	54	42	57	69
性的虐待	6	3	1	5	2
ネグレクト	42	29	35	36	31
心理的虐待	53	59	52	64	64

ア 脅威事案から子供を守るための取組

県警察では、脅威事案に対する検挙及び指導・警告を積極的に行うとともに、防犯ボランティア団体等と連携した子供の見守り活動や、地域住民等に対する地域安全情報の提供、学校と連携して警察スクールサポーター等による防犯教室や不審者侵入時の対応訓練等を実施している。

イ 児童虐待事案に対する取組

(ア) 事案の早期把握及び対応

県警察では、各種相談、巡回連絡、街頭補導活動等あらゆる警察活動を通じて、児童虐待事案の早期把握に努め、児童相談所への速やかな通告を行うとともに、事案の態様によっては事件化により被疑者を逮捕するなど、被害を最小限に食い止める対策を行っている。

(イ) 関係機関等との連携

県警察では、児童虐待防止法第10条に基づく警察署長への援助要請に基づき、児童相談所による調査活動等に対する援助を実施しているほか、児童相談所と管内警察署による連絡会議の開催やロールプレイング方式の児童虐待対応合同訓練を実施している。

また、市町に設置されている要保護児童対策地域協議会に出席し、情報の共有化を図っている。

ウ 課題

本県では、上記のとおり、子供の安全を確保するための各種取組を推進しているが、全国的に見てもいまだ子供が犠牲となる犯罪が後を絶たない現状であることから、これまでの取組を更に充実させるとともに、通学路等における防犯環境の整備及び捜査力向上のためのハード面の整備を一層促進していく必要がある。

また、児童虐待については、その潜在性の高さから初期段階での認知が遅れ、子供に対する被害が重症化するケースが見受けられることから、関係機関の連携を強化し、速やかな事態の把握及び子供の保護を推進する必要がある。

(2) 女性を暴力的犯罪から守るための取組

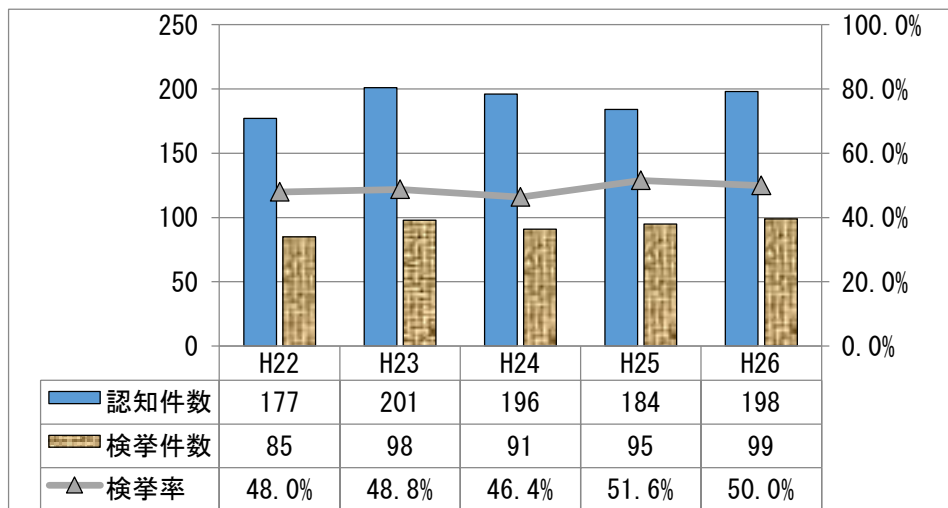
本県におけるストーカー・DV事案については、近年、特にDV事案の認知件数が著しく増加している。

また、性犯罪の認知件数を見ると、近年は年間 200 件前後で推移しており、その検挙率は例年 50%前後である。

表3 ストーカー・DV事案の認知件数

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
ストーカー事案	391	368	510	443	475
DV事案	670	551	697	825	904

図1 性犯罪事件の認知件数・検挙件数・検挙率



ア ストーカー・DV事案に伴う保護対策等の推進

(7) 被害拡大防止のための取組

県警察では、早期の事件化による被疑者逮捕に積極的に取り組んでいるが、事件化による対応が困難なケースについては、被害者等の一時避難に伴う宿泊費の一部公費負担や、被害状況に応じたGPS機能付き携帯型緊急通報装置の貸出し、被害者宅等への防犯カメラの設置等、被害者の生命・身体の安全確保に主眼を置いた対策を推進している。

(イ) 関係機関等との連携

県警察では、DV事案被害者等の保護について、とちぎ男女共同参画センターとの連携を図っているほか、被害者等からの申し出により行政機関が行う住民基本台帳閲覧制限手続に関して援助を行ったり、裁判所による保護命令制度の利用について被害者等に教示してその申し立てに関する助言を行うなど、関係機関等と連携した保護対策に取り組んでいる。

イ 性犯罪事件等に対する取組

県警察では、事案発生時に、初動捜査の徹底による早期の被疑者検挙に努めるとともに、被害者には性犯罪捜査に関する研修を受けた女性警察官が対応するなど、心身に大きな傷を負っている被害者の心情に配慮した捜査に努めている。また、被害防止対策として、夜間におけるパトロール活動等を強化し、女性への脅威事案行為者に対する指導・警告を実施しているほか、被害防止啓発リーフレット（「女性のための携帯防犯ガイド」）の作成・配布や、各種学校、企業、団体等に警察官を派遣して女性に対する防犯講話及び護身術訓練を実施している。

ウ 課題

本県では、上記のとおり、女性を暴力的犯罪から守るための取組を推進しているが、ストーカー・DV事案については今後も増加が予想され、性犯罪についても件数の高止まり傾向が続いていることから、関係機関等と連携した保護対策を徹底するとともに、こうした犯罪が発生しにくい環境の整備を一層促進していく必要がある。

また、犯罪が発生した場合に被疑者を早期に検挙するため、装備資機材等ハード面の整備を一層促進していく必要がある。

(3) 女性被害者への対応の強化

ア 相談等への対応

県警察では、警察本部を始め県内の19警察署全てに相談室を設置し、心身共に大きな傷を受けているストーカー・DV事案、性犯罪等の被害者が、相談等をしやすい環境づくりに努めている。

被害者への対応については、県内の全ての警察署及び高速道路交通警察隊に、被害者支援担当官に指定した警察職員を配置し、被害に関する相談の受理及び医療機関への付き添い等の支援を行っている。

イ 被害者の負担軽減

県警察では、臨床心理士によるカウンセリングや、性犯罪の場合は被害者が望む性別の警察官による対応を行うなど、被害者の精神的負担の軽減に努めているほか、被害者の診断書料や初診料、性犯罪被害者の人工妊娠中絶費用等、捜査過程における各種公費負担制度による被害者の経済的負担の軽減を図っている。

ウ 課題

本県では、上記のとおり、女性被害者への対応の強化を推進しているが、女性が被害者となる犯罪は、その性質上、通常の犯罪被害と比べて被害申告がされないケースが依然として多いことから、被害者が安心して相談できるよう相談室の環境改善を図るとともに、被害者の精神的負担を軽減するための資機材の充実及び被害者の対応にあたる警察官等の資質の向上に一層取り組む必要がある。

3 提 言

(1) 子供の安全を確保するための取組

ア 地域の自主防犯体制の強化及び警察等との連携

子供や女性が被害者となる犯罪は多様化しており、警察だけで対応するには限界があることから、自治会等による自主防犯体制の更なる強化を図り、地域間格差が生じないように、それら地域自治組織と警察及び行政が連携して子供の見守り活動を強化すること。

また、防犯意識の高い自治組織の先進的な取組等も参考にしながら、「住民自らが犯罪を防ぐ」意識を高めるための啓発を積極的に行うこと。

イ 防犯ボランティア団体による活動の更なる推進

通学路等においてパトロールを行う防犯ボランティア団体に対して、地域における犯罪情報や不審者情報をきめ細やかに提供するとともに、警察との合同パトロール等を実施するなど、防犯ボランティア団体の活性化と継続的な活動への支援に努めること。

ウ 街頭防犯カメラ等の整備、充実

街頭防犯カメラは、設置による犯罪の抑止効果があるとともに、画像については、事件の早期解決に有効であることから、更なる設置促進を図ること。併せて、各種捜査支援システム等の整備、充実を図ること。

なお、街頭防犯カメラの設置に際しては、プライバシー等に配慮した運用を確立するために、設置主体に対する積極的な支援に努めること。

エ 地域の安全に関する情報の適時・適切な提供

脅威事案の発生情報等、地域住民が真に必要としている防犯に関する情報をタイムリーに提供するための仕組みを更に充実強化させること。

オ 子供の危険回避能力の向上を図る取組の推進

学校における防犯教室等を更に充実させるなど、子供たちの危険回避能力を高めるための取組を推進すること。

カ 児童虐待防止に向けた関係機関との連携強化

児童虐待事案については、警察と児童相談所、学校、小児科医、歯科医師等の関係機関がより一層連携を強化し、事案の早期把握による被害児童の保護に努めること。

(2) 女性を暴力的犯罪から守るための取組

ア 地域の自主防犯体制の強化及び警察等との連携

前記(1)ア参照

イ 防犯ボランティア団体による活動の更なる推進

前記(1)イ参照

ウ 街頭防犯カメラ等の整備充実

前記(1)ウ参照

エ 装備資機材を有効活用した保護対策の推進

ストーカー・DV事案の被害者等に対して、防犯カメラやGPS機能付き携帯型緊急通報装置等の装備資機材の充実を図るとともに、それらを有効活用し、保護対策を実施すること。

オ 再犯防止への取組の推進

性犯罪者は、再犯率が高く、犯罪を重ねる度にその内容も醜悪化する傾向にあり、再犯を未然に防ぐことが重要であることから、性犯罪前歴者等の情報把握及び類似犯罪発生時における迅速な対応をとるため、更なる体制の充実強化を図ること。

また、執拗につきまとい行為等を繰り返すストーカー加害者に対しては、精神医学的・心理学的手法によるカウンセリングや治療が有効な対策と考えられていることから、国の取組に準じて、警察、行政機関及び医療機関とが連携し、加害者に受診を促す仕組みづくりを推進すること。

(3) 女性被害者等への対応の強化

ア 相談等しやすい環境づくりの推進

現在、ストーカー・DV事案、性犯罪等の女性被害者が相談しやすくするため、警察本部をはじめ県内の19警察署全てに相談室を設置しているが、中には他の用途と兼用の相談室もあることから、兼用を廃することに加え、被害者が安心して相談できるよう、プライバシーに配慮され、清潔感のある落ち着いた環境の相談室に改善するとともに、被害者の負担を軽減させるための資機材の充実を図ること。

また、被害者の心情に寄り添えるよう、被害者の対応にあたる警察官等の資質の向上に一層努めること。

イ 医療機関等と連携したメンタルケアの充実

性犯罪等の女性被害者については、身体的ダメージへのケアはもちろんのこと、心に受けたダメージの解消・軽減が重要であることから、特に心療内科医等との連携を強化し、被害者のメンタルケアの充実を図ること。

(4) その他 子供や女性の安全・安心の確保のために必要な事項

前述したとおり、子供や女性が被害者となる犯罪は多種多様化しており、もはや警察だけで対応することが困難な状況にある。

そのため、県や市町、関係団体等で全県的に議論するなど、オールとちぎで子供や女性の安全・安心の確保に取り組むことを検討すべきである。

また、子供に対しては、命の大切さを理解させるため、非行防止教室等を更に充実させるなど、効果的な心の教育についても、研究していくべきである。

V おわりに

今回、「とちぎの教育力の向上」及び「子供や女性の安全・安心の確保」について調査・研究を重ねた結果、それぞれに課題があることが明らかになり、本報告書では、その解決に向けた方向性等について提言として取りまとめたが、教育力の向上による“人づくり”及び住民の安全・安心を確保することによる“地域づくり”は、とちぎに人を呼び込む確かな力となり、喫緊の課題である「地域創生」にも資するものであり、着実に推進していかなければならない。

とちぎの教育力の向上のためには、急激な社会の変化やグローバル化に対応して主体的に判断・行動し、国際社会においても地域においても活躍できる人材等を育成する取組の推進が重要であることから、教育環境をソフト・ハード両面から整備・充実させていく必要がある。さらに、これらの取組を一層発展させていくためには、既存の取組を見直しながら、新たな発想を取り入れることも重要である。

今後、県がとちぎの教育力の向上に全力で取り組むことにより、真の「人間力」を備えたとちぎの若者たちが、県内外へ大きく羽ばたき活躍することを願うものである。

子供や女性の安全・安心の確保のためには、近年の治安情勢の変化等も踏まえ、警察のみならず、地域や関係団体等が一体となつての防犯体制の構築や街頭防犯カメラ等の装備資機材を活用した対策を更に推進するとともに、犯罪発生後の被害者に対する各種ケアも充実させていくべきであるが、これらの取組に当たっては、皆で社会的弱者を守るという断固たる意思を以って臨むことが肝要である。

今後、県を挙げて子供や女性の安全・安心の確保に取り組むことにより、他県の模範となるような、安全で安心な“とちぎ”が実現することを期待するものである。

執行部におかれては、本報告書の提言及び本委員会が県政において十分に反映されるよう強く望むものである。

結びに、本委員会の調査・研究活動に御協力をいただいた関係者や各種団体、学識経験者の皆様に感謝を申し上げ、本委員会の報告とする。

VI 委員会委員名簿

文教警察委員会

委員長	関谷暢之
副委員長	五月女裕久彦
委員	中屋大茂
委員	吉羽茂
委員	早川けいこ
委員	山口恒夫
委員	小林幹夫
委員	石坂真一

VII 調査関係部課

教育委員会事務局
総務課
施設課
教職員課
学校教育課

警察本部
警務部
総務課
警務課
県民広報相談課
生活安全部
生活安全企画課
刑事部
刑事総務課